

生活福祉施策の実施

目次

第1節

- 1 事業の体系・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 2 生活福祉部事業関連計画・・・・・・・・ 70
- 3 生活福祉部事業関連統計・・・・・・・・ 72

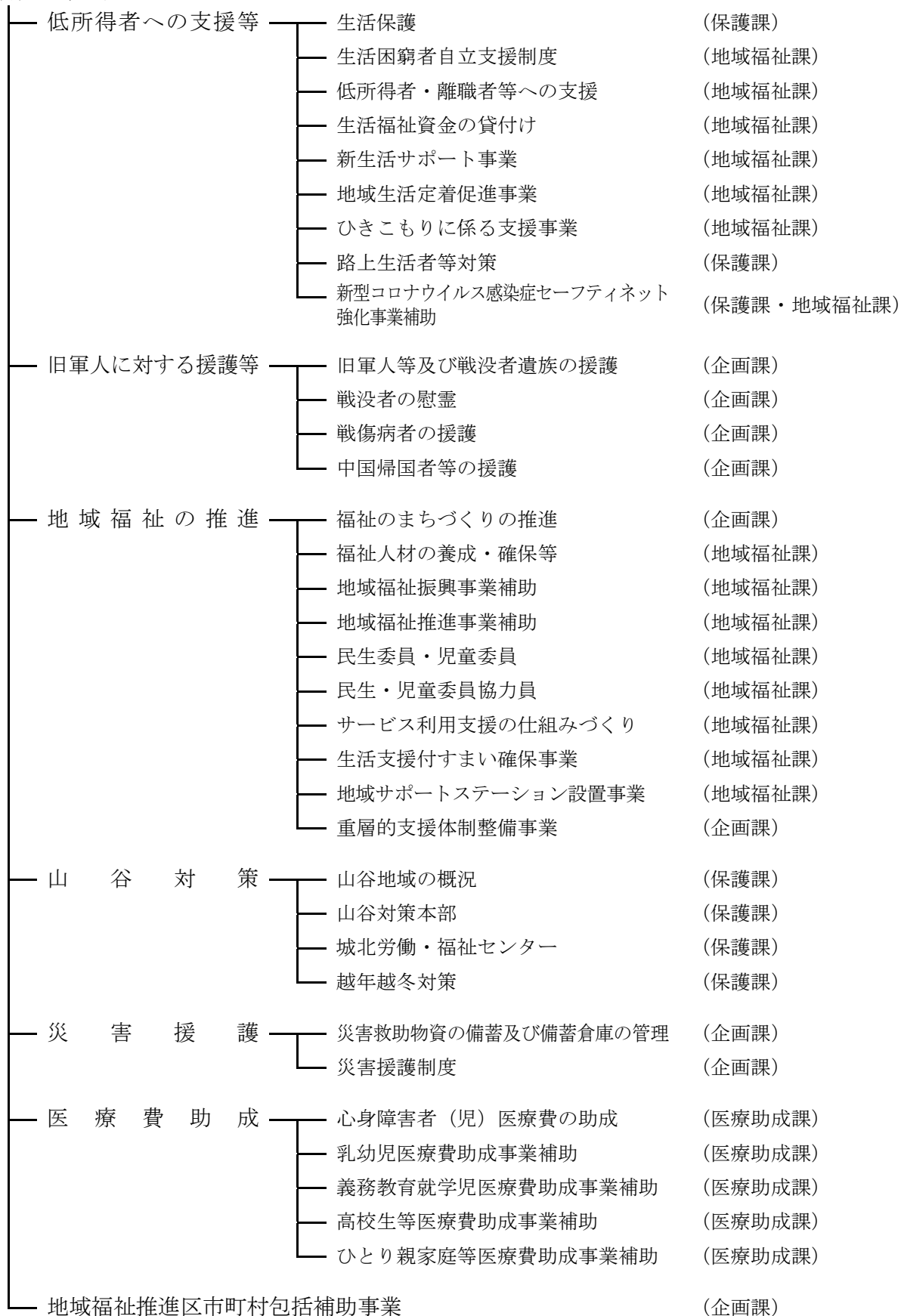
第2節

- 1 低所得者への支援等・・・・・・・・ 73
- 2 旧軍人に対する援護等・・・・・・・・ 79
- 3 地域福祉の推進・・・・・・・・ 81
- 4 山谷対策・・・・・・・・ 89
- 5 災害援護・・・・・・・・ 91
- 6 医療費助成・・・・・・・・ 92
- 7 地域福祉推進区市町村包括補助事業・・・・・・・・ 94

第1節

1 事業の体系

生活福祉施策の実施



2 生活福祉部事業関連計画

(1) 東京都地域福祉支援計画

社会福祉法第108条第1項に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として、令和3年12月に、「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定した。この計画は、都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するとともに、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させ、地域共生社会を実現することを目的としている。

<計画期間>

令和3年度から令和8年度（第2期計画）

<計画の理念>

- (1) 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- (2) 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- (3) 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

(2) 東京都福祉のまちづくり推進計画

ア 計画の趣旨

全ての人々が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインを基本理念としたまちづくりを進めるため、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画であり、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間としている。

イ 計画による取組

本計画では、次の五つの視点のもと、福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等のあらゆる分野の施策から120事業を盛り込み、総合的・計画的に展開していく。

<推進計画の五つの視点>

- (1) 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- (2) 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備
- (3) 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進
- (4) 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進
- (5) 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

(3) ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第4次)

ア 計画の趣旨

第3次実施計画(平成26年度から30年度まで)で掲げた、都区共同事業による自立支援システムの実施効果もあり、都内のホームレス数は大幅に減少したが、雇用環境等の変化を捉えながら、引き続き積極的にホームレス対策に取り組む必要がある。第4次実施計画(計画期間は令和元年度から令和5年度までの5年間)では、このような状況を踏まえ、第3次実施計画で掲げた施策を見直し、所要の改定を行った。

イ 計画による取組

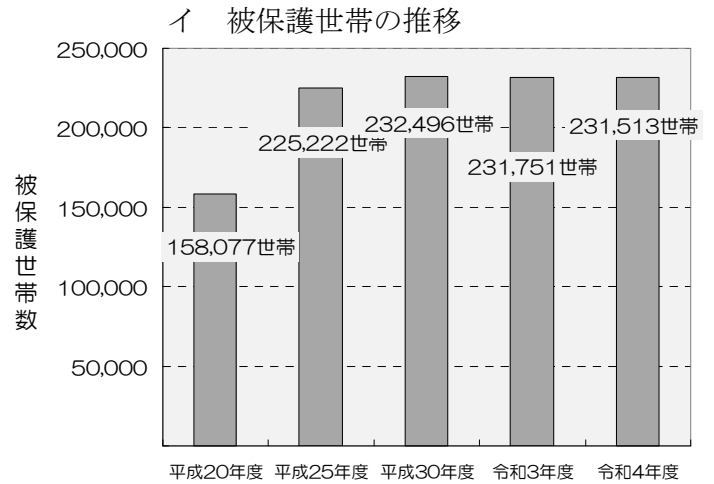
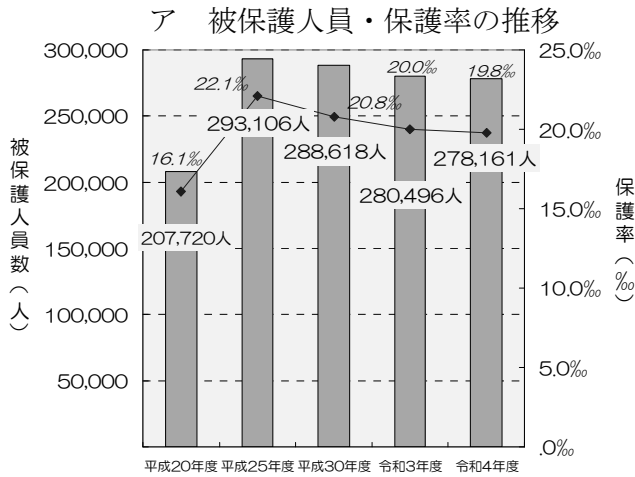
第4次実施計画では、第3次実施計画の実績を踏まえ、自立支援センターを核とした「自立支援システム」の運用等生活の安定に向けた相談・援護・生活支援を行う総合的な対策の推進により、ホームレスの一日も早い自立と、住居喪失不安定就労者や離職者など、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者がホームレスになることなく安定した生活を営めることを目指すため、引き続き都内のホームレス対策に取り組む。

<具体的な対策>

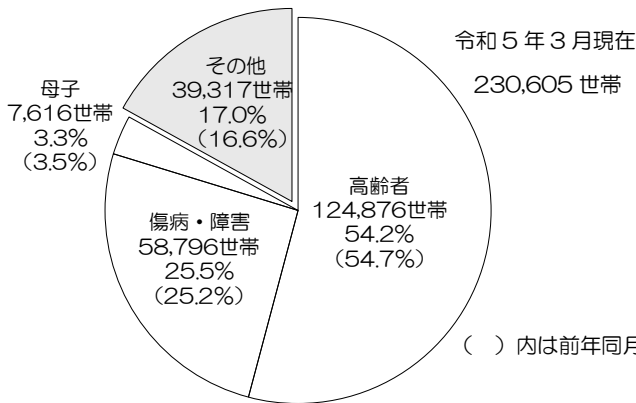
- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 自立支援システムの運営 | (2) 就業機会の確保 |
| (3) 安定した居住場所の確保 | (4) 保健及び医療の確保 |
| (5) 生活に関する相談・指導 | (6) 緊急援助及び生活保護 |
| (7) ホームレスの人権擁護 | (8) 地域における生活環境の改善 |
| (9) その他の取組 | |

3 生活福祉部事業関連統計

(1) 生活保護の動向（東京都）

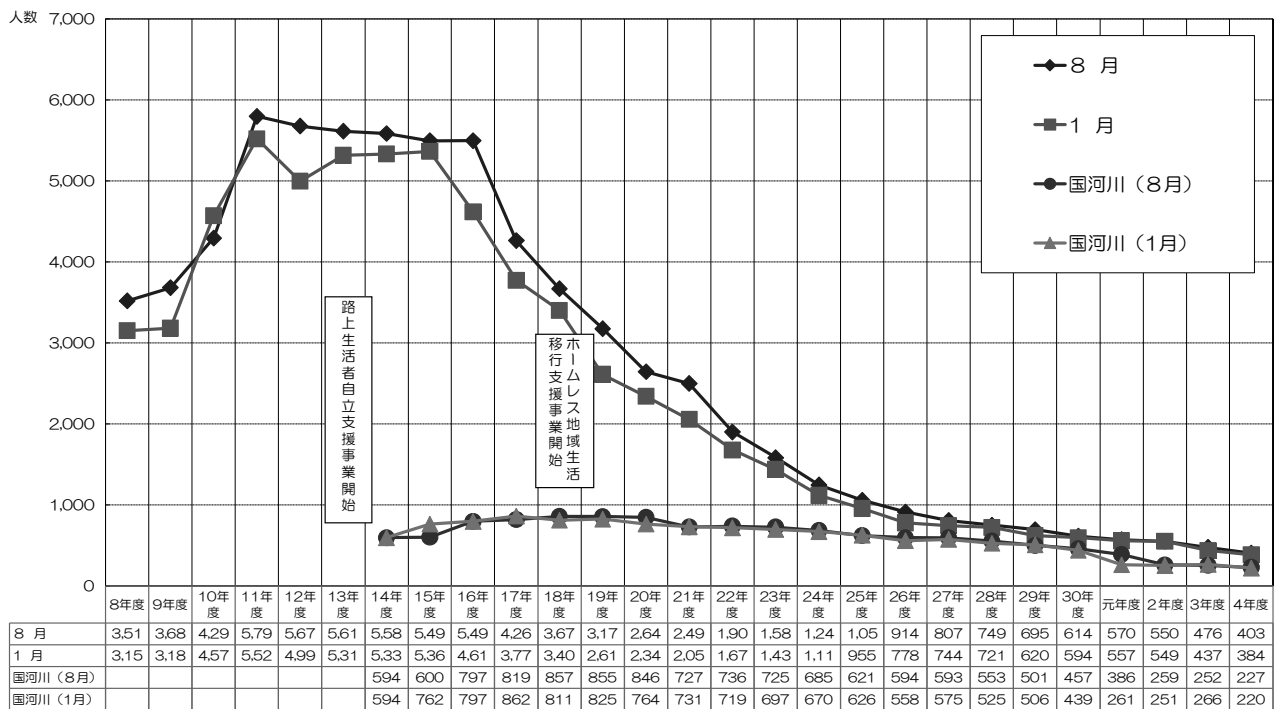


ウ 被保護世帯の状況



※出典：福祉行政統計（ただし、ア及びイは年度内平均の数值（停止中を含む。）。ウは停止中を除く。）

(2) ホームレス数の推移（23区）



※平成17年度まで、冬期は2月に調査

第2節

1 低所得者への支援等

日本国憲法第25条は、国民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障している。この理念に基づき、生活に困窮する者に対して、国がその困窮の程度に応じて生活保護法による保護を行う。

都では、生活保護法による適切な保護の適用を図るほか、生活困窮者自立支援法における総合的な支援体制の整備、低所得者の安定した生活の確保及び路上生活者の自立支援を図る事業を展開している。

(1) 生活保護

ア 生活保護の概況

(ア) 扶助の種類

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助

(イ) 生活扶助基準（令和5年4月1日現在、区部）

標準3人世帯（夫33歳、妻29歳、子4歳） 月額 158,760円

(ウ) 保護の推移（年度・月平均）

（単位：人、‰、世帯）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保護人員	282,699	280,496	278,161
保護率	20.1	20.0	19.8
被保護世帯	231,610	231,751	231,513

（注1）保護率とは、人口千人当たりの被保護者数の割合（‰・パーミル）である。

（注2）被保護人員、世帯とも停止中のものを含む。

イ 都加算援護経費

国の生活保護基準では保障されていないニーズに対応するため、国基準外の給付を行っている。

(ア) 被保護者自立促進事業（区市等は地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（平成17年度事業開始）

生活保護法による被保護者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者を含む。）に対して、就労、社会参加活動、地域生活移行、健康増進、次世代育成に係る支援及び自立支援機能の強化を図るために必要となる実施体制整備に要する経費の一部を支給し、本人及び世帯の自立の助長を図る。（実施主体：東京都（町村部）及び区市）

(イ) 健全育成事業（一部地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（昭和37年度事業開始）

生活保護法による保護を受けている学童・生徒や義務教育を修了する者を対象として、健全育成や自立援助のための必要な費用や支度金等を支給し、その健全育成及び世帯を含めた自立の助長を図る。（実施主体：東京都（町村部）及び市（区部は財政調整交付金））

ウ 保護施設等

（令和5年4月1日現在）（単位：か所、人）

施設種別	目的	設置主体	施設数	定員
救護施設	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。	民間	10	911
更生施設	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行う。	公立	8	580
		民間	3	270
		計	11	850
宿所提供施設	住居のない要保護者の世帯に対して住宅扶助を行う。	公立	9	636
		民間	1	60
		計	10	696
無料低額宿泊所	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる。	公立	3	169
		民間	119	2,784
		計	122	2,953

エ 福祉事務所等に対する指導検査

生活保護制度の適正な運営を確保することを目的に、生活保護法に定める保護の実施機関（福祉事務所）が法令等を遵守し適正な運営を実施しているか確認し、必要に応じて指導・助言を行う。実施対象規模は、63福祉事務所

オ 保護施設等の新型コロナウイルス感染症・物価高騰への対応

(ア) 保護施設等の感染拡大防止対策等支援事業（令和元年度事業開始）

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、保護施設等において感染者が発生した場合に、衛生用品の確保、施設等の消毒及び事業継続に向けた各種取組に必要な費用に対する補助を実施する。（実施主体：東京都）

(イ) 救護施設職員への集中的検査の実施（令和3年度事業開始）

救護施設における感染予防及び拡大防止のため、救護施設の職員等を対象として集中的、定期的にPCR検査を実施する。（実施主体：東京都）

(ウ) 保護施設等事業継続支援事業（令和3年度事業開始、令和5年5月7日事業終了）

施設入所者への感染防止や施設従事職員の自宅内での感染防止のため、施設従事職員の宿泊先確保として行うホテルや住居等の借上げ等に要する経費を支援する。（実施主体：東京都）

(エ) 保護施設物価高騰緊急対策事業（令和4年度事業開始）

物価高騰に直面する保護施設の負担軽減に向けた緊急対策として、国の臨時交付金を活用し、支援金の支給を実施する。（実施主体：東京都）

(2) 生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る。

ア 必須事業

自立相談支援事業、住居確保給付金の支給（実施主体：東京都（町村部）及び区市）

イ 任意事業

就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子供の学習・生活支援事業、その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業等（実施主体：東京都（町村部）及び区市等）

ウ 就労訓練事業の認定

民間事業者による就労機会の提供、就労知識及び能力向上に必要な訓練等の事業を認定（実施主体：東京都）

(3) 低所得者・離職者等への支援

ア 自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業（平成29年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等に従事する者等を対象とした研修、意見交換会、事例検討会、助言・相談支援等の各種事業を実施することにより、区市における自立相談支援機関等の窓口体制の強化を図る。（実施主体：東京都）

イ 子供サポート事業立上げ支援事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（平成29年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

生活困窮者世帯の子供に対して支援を実施する民間団体による事業の立上げ支援や、民間団体間の連携促進に取り組む区市町村を支援することにより、子供への支援の充実を図る。（実施主体：区市町村）

ウ フードパントリー設置事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（平成30年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

住民の身近な地域において、フードパントリー（食の中継地点）を設置し、生活困窮者に対して食料を提供すると同時に、必要に応じて来所者を自立相談支援窓口などの適切な相談支援機関等につなぐ取組を行う区市町村を支援することで、生活困窮者への支援の充実を図る。

（実施主体：区市町村）

エ 受験生チャレンジ支援貸付事業（平成23年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

学習塾、各種受験対策講座、通信講座及び補習教室の受講費用並びに高等学校・大学受験等の費用を捻出できない低所得者に対して、必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の

子供を支援する。（実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

オ 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（平成23年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、技能資格取得支援、資金貸付け及び厚生労働省等と連携した就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図る。

また、介護職場での就労を目指す離職者等に対して、介護職支援コースを設置し、介護職員初任者の資格取得支援、就労支援を行い、離職者の生活の安定を図る。（実施主体：東京都（ただし、就労相談は国（介護職支援コースは除く。））、資金貸付けは社会福祉法人やまて福祉会（名称は「TOKYOチャレンジネット」）。）

カ 理容師資格取得促進事業（平成21年度事業開始）

一定所得以下の世帯の者の就労に向けた支援の一環として、理容師として就職を目指す者に、資格取得に係る授業料等の費用免除を行うことにより、生活の安定を支援する。（実施主体：東京都）

キ フードパントリー緊急支援事業（令和4年度事業開始）

食料価格が上昇する中でも、生活困窮に陥った方への食の提供と適切な支援機関へとつなぐ取組を実施する区市町村社会福祉協議会等を支援する。（実施主体：区市町村社会福祉協議会等）

ク 東京おこめクーポン事業（令和4年度事業開始）

国産の米や野菜などの食品と引き換え可能な「東京おこめクーポン」を配付し、物価高の影響を受けやすい低所得世帯の生活を支援する。（実施主体：東京都（委託実施））

(4) 生活福祉資金の貸付け（昭和30年度事業開始）

低所得世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による一時的な資金需要に対応するため、令和元年度から令和4年度までの間、特例貸付を実施した。（実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

資金の種類	資金の概要
福祉資金	日常生活を送る上で、又は自立した生活を送るために一時的に必要なであると見込まれる生活資金の貸付けを行う。
教育支援資金	低所得世帯の子供が高等学校、大学等へ入学する際に必要な資金や就学に必要な資金の貸付けを行う。
総合支援資金	日常生活全般に困難を抱えた世帯に対し、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費や一時的な資金の貸付けを行う。
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う。
緊急小口資金（特例貸付） (令和4年9月30日申請受付終了)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計の維持のための生活費を必要とする世帯に貸付けを行う。
総合支援資金（特例貸付） (令和4年9月30日申請受付終了)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に貸付けを行う。

(5) 新生活サポート事業（平成19年度事業開始）

経済的理由によって生活困難な状況にある者に対して、生活相談を行うとともに、必要に応じて資金を貸し付けることにより生活を支援する。（実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

ア 多重債務者生活再生事業【「未来の東京」戦略】

生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重債務で生活困難な状況にある者に対して、生活相談及び資金の貸付けを行うことにより、生活の再生を支援する。

イ 自立生活スタート支援事業

児童養護施設等に入所等をした社会的養護が必要な者に対して、就学・就職等をする際に必要な資金の貸付け及び相談援助を行うことにより、生活の自立を支援する。

(6) 地域生活定着促進事業（平成23年度事業開始）

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者、出所者等に対し、地域生活定着支援センターが、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施することにより、社会復帰及び地域生活への定着を支援する。（実施主体：東京都（社会福祉法人等に委託））

(7) ひきこもりに係る支援事業（平成16年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

当事者・家族が安心して一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、都民及び関係者への普及啓発や効果的な情報発信、相談支援等を行うとともに、身近な地域において切れ目のない支援体制の整備に取り組む区市町村を支援する。

ア 東京都ひきこもりに係る支援協議会

学識経験者、関係機関等からなる「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、支援の在り方についての検討及び情報共有を行う。（実施主体：東京都）

イ 都民向け普及啓発

講演会の開催、リーフレットの作成、広告事業等により、都民及び関係者への普及啓発・効果的な情報発信を行う。（実施主体：東京都）

ウ 都民に対する相談支援

東京都ひきこもりサポートネットにおいて、ひきこもりの状態にある当事者やその家族等を対象として、電話、電子メール、訪問、来所等により相談に対応するとともに、ピアサポーター（ひきこもりの経験がある方やその家族）によるオンライン相談を実施し、当事者・家族の状況に応じた適切な支援につなぐ。（実施主体：東京都（NPO法人に委託））

エ 区市町村に対する支援

ひきこもり支援推進体制立ち上げ支援補助や、東京都ひきこもりサポートネットによる後方支援により、ひきこもり支援の充実に取り組む区市町村を支援する。（実施主体：東京都）

オ 人材育成

ひきこもりに係る支援者等育成研修等事業を実施する。（実施主体：東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団に委託））

(8) 路上生活者等対策

ア 自立支援センター事業（平成12年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

ホームレスの緊急一時保護と、就労による自立支援とを、一体的に行う自立支援センターを都区共同で設置する。（実施主体：東京都及び特別区、実績：5か所）

イ 巡回相談事業（平成18年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

ホームレス及びホームレスとなるおそれのある者の起居する場所を巡回し、これらの者と直に面接相談を行うとともに、自立支援センターの退所者でサポートが必要な者に対して訪問による相談助言等を行い、その自立を支援する。（実施主体：東京都及び特別区、実績：5か所）

ウ 支援付地域生活移行事業（平成29年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

路上での生活が長期化し、高齢化したホームレスに対し、重点的な相談を行うとともに、一時的な住まいにおいて、地域生活へ移行するために必要な見守り等の支援を行うことにより、路上生活からの脱却を支援する。（実施主体：東京都及び特別区）

エ 要保護者等に対する応急援護事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（平成6年度事業開始）

ホームレス等の生活に困窮している要保護者等に対して応急援護事業を実施し、要保護者等の生活の安定を図る。（実施主体：区市町村）

(9) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業補助（令和3年度事業開始）

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮する方々等の多様な支援ニーズに対応するとともに、その支援体制の強化に向けて、区市町村の取組を包括的に支援する。（実施主体：区市町村）

2 旧軍人に対する援護等

戦後75年以上が経過し、戦没者の遺族や中国帰国者等の高齢化が進んでいるため、一層迅速できめ細かな援護が求められている。

都では、これらの援護対象者に対して、旧軍人等に対する恩給及び各種年金の調査・進達等の援護事務、中国残留邦人等の帰国促進及び永住帰国後の自立支援に関する事業並びに戦没者追悼式等の慰霊事業などを行い、施策の充実に努めている。

(1) 旧軍人等及び戦没者遺族の援護

ア 恩給、各種年金及び各種給付金の調査進達及び裁定事務等（各種年金：昭和27年度、恩給：昭和28年度事業開始）（実施主体：東京都）

イ 軍歴証明事務（昭和22年度事業開始）

公務員等の基礎在職年数への旧軍人等の在職年の通算や、叙位叙勲申請のための軍歴照会に対し、軍歴証明書（確認書）を発行する。（実施主体：東京都）

(2) 戦没者の慰霊

ア 追悼式の実施

(ア) 東京都戦没者追悼式（昭和41年度事業開始）

先の大戦における東京都関係戦没者の慰霊と遺族の精神的援護を図り、併せて、平和を願う都民の強い決意を表す。（東京都と一般財団法人東京都遺族連合会との共催）

(イ) 東京都南方地域戦没者追悼式（沖縄県「東京之塔」）（昭和46年度事業開始）

先の大戦において、南方諸地域で戦没した東京都関係者の慰霊のため、沖縄県に建立した南方地域戦没者慰霊碑「東京之塔」において追悼式を挙行するとともに、同慰霊碑の管理を行う。（東京都と一般財団法人東京都遺族連合会との共催）

(ウ) 東京都硫黄島戦没者追悼式（硫黄島「鎮魂の丘」）（昭和58年度事業開始）

先の大戦において、沖縄県と並んで、国内最大の激戦地であった硫黄島における戦没者の慰霊のため、同島に建立した硫黄島戦没者慰霊碑「鎮魂の丘」において追悼式を挙行するとともに、同慰霊碑の管理を行う。（実施主体：東京都）

イ 東京都戦没者霊苑の管理・運営（昭和38年度事業開始）

東京都関係の戦没者（都内に本籍があった者及び他道府県在籍者で遺族が都内在住の戦没者）の慰霊のため建立した東京都戦没者霊苑の円滑な管理運営を図る。（実施主体：東京都（一般財団法人東京都遺族連合会に委託））

ウ 戦没者遺族の戦跡慰霊巡拝に対する旅費補助（昭和56年度事業開始）（実施主体：一般財団法人東京都遺族連合会）

エ 戦没者遺骨収集帰還事業参加者（硫黄島）に対する慰労金の支給（昭和60年度事業開始）（実施主体：東京都）

(3) 戦傷病者の援護

戦傷病者特別援護法に基づき、旧軍人軍属であった者の公務上の傷病に対し、戦傷病者手帳の交付を行うとともに、国家補償の精神に基づく療養の給付等の援護を行う。（実施主体：東京都）

ア 戦傷病者手帳の交付（昭和38年度事業開始）

イ 補装具の支給及び修理（昭和38年度事業開始）

ウ 療養の給付（昭和38年度事業開始）

エ 旅客鉄道会社無賃乗車券引換証の交付（昭和39年度事業開始）等

(4) 中国帰国者等の援護

ア 中国残留邦人等に対する身元引受人制度の実施（昭和60年度事業開始）

永住帰国する中国残留邦人等のうち、在日親族がいない者又は在日親族による身元引受けが行われない者に対し、在日親族に代わって帰国後の日常生活面で相談・助言等を行う身元引受人をあつせんし、もって中国残留邦人等の帰国の促進及び日本社会への早期定着自立を図る。

（実施主体：東京都）

イ 帰還祝品の支給（昭和41年度事業開始）

引揚者1人につき布団一式（平成23年度までは現金）の支給（実施主体：東京都）

ウ 生活相談員の設置（昭和58年度事業開始）

中国帰国者等の日常生活等の諸問題に関する相談に応じ、必要な助言、指導等を行うとともに、関係機関の業務に対する協力をを行い、中国帰国者等の自立、定着の促進を図る。

生活相談員の派遣対象は、自立指導員制度（国制度）の派遣対象とならない中国帰国者であって、都が派遣を必要と認めたもの（実施主体：東京都）

エ 日本語指導事業への補助（昭和61年度事業開始）

中国帰国者等が日本社会に円滑に適応するために必要な日本語の習得の機会を提供し、中国帰国者等の早期自立を図る。（実施主体：中国帰国者支援事業を実施する公益法人又は公共的事業を行うことを目的とする団体）

オ 中国帰国者援護体制の整備（昭和62年度事業開始）

中国帰国者等が一日も早く地域社会で定着自立できるよう受入体制を整備し、相談窓口及び相談通訳員を設置する等、援護施策の充実を図る。（実施主体：東京都）

カ 支援給付（平成20年度事業開始）

中国帰国者等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定を図るために、従来の生活保護に代えて支援給付を支給する。

(ア) 対象者

a 特定中国残留邦人等（老齢基礎年金の満額支給の対象となる中国残留邦人等）とその特定配偶者（特定中国残留邦人等と永住帰国前から継続して配偶者である者）で、世帯の収入が一定の基準に満たないもの

b 支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の特定配偶者

- c 支援給付に係る改正法施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の特定配偶者で、法施行の際、現に生活保護を受けているもの
- d 支援給付に係る改正法施行（平成26年10月1日）の際、特定配偶者以外の配偶者であって、現に支援給付を受けているもの

(イ) 支援給付の種類

生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付及び葬祭支援給付

(ウ) 支援給付の実施機関に対する指導検査

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に定める支援給付の実施機関等の運営実態を検査の上、助言・勧告等を行う。実施予定規模は、48実施機関（書面方式による指導検査を含む。）

キ 配偶者支援金（平成26年度事業開始）

特定配偶者のうち支援給付を受ける権利を有する者を対象に、特定中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた事情を踏まえ、特定中国残留邦人等の死亡後に、支援給付に加えて、老齢基礎年金の3分の2相当額を配偶者支援金として支給する。

3 地域福祉の推進

誰もが地域の中で、安心して住み続けられる社会を構築するため、福祉局では、福祉のまちづくりの推進や、福祉人材の養成・確保、民間社会福祉事業の振興など、区市町村や関係団体等と連携を図りながら、施策の充実に努めている。

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者を含む全ての人が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるユニバーサルデザイン（年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げること。）の視点に立ったまちを実現するため、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物、道路、公園、公共交通施設等の都市施設を円滑に利用できるように福祉のまちづくりを推進する。

ア 東京都福祉のまちづくり推進協議会の運営（平成7年8月設置）

都の区域における福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査・審議する（構成は、学識経験者、事業者、関係団体、公募都民及び関係行政機関の職員）。

イ 東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会の運営（平成7年12月設置）

福祉のまちづくりに関する施策の推進について、事業者団体等と連絡協議や情報交換を行うことにより、相互の有機的な連携を図る（構成は、事業者団体等の代表）。

ウ 福祉のまちづくりの普及・推進（昭和59年度事業開始）

福祉のまちづくりを推進する上で欠かせない都民、事業者等の理解と協力を得るため、福祉

のまちづくり功労者を顕彰するなど、福祉のまちづくりの理念や条例の内容等について普及・推進活動を行い、都民等の福祉のまちづくりの意識の醸成を図る。

エ 情報バリアフリーの普及推進（平成30年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

必要な情報をスムーズに入手できる情報バリアフリーを推進するため、車椅子利用者対応トイレの設置場所・設備等の情報収集及びオープンデータとしての提供を行う。（実施主体：東京都（委託実施））

オ ユニバーサルデザインに関する情報サイトの普及啓発（平成27年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

様々なサイトに掲載された公共交通機関、民間建築物等におけるユニバーサルデザイン情報を一元化し、全ての人が外出に必要な情報を容易に収集できるポータルサイトを通じて都民に普及啓発を図る。（実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団）

カ 心のバリアフリーの理解促進（平成28年度事業開始）【一部新規】【「未来の東京」戦略】

心のバリアフリーの推進に向けて、多くの人の理解や実践につながるよう、効果的な普及啓発の一環としての心のバリアフリーに係る広報や、小中学生を対象としたポスターコンクール、従業員への普及啓発の実施などに取り組む企業を登録・公表する「心のバリアフリー」サポート企業連携事業、車椅子利用者などが利用する障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発を1都3県で合同実施するなど、様々な手法による取組を行う。（実施主体：東京都（一部を委託で実施））

キ 情報バリアフリーに係る充実及び心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援（地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（平成27年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

バリアフリーマップの作成など情報バリアフリーを充実させるための取組や、学校や地域におけるユニバーサルデザインに関する学習など心のバリアフリーの普及啓発を図る取組を行う区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

ク 公共トイレへの介助用ベッド設置促進事業（令和5年度より地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（令和4年度事業開始）

公共施設のトイレのバリアフリー化を一層推進するため、地域で暮らす人々の利用ニーズに配慮し、区市町村が計画的に配置する介助用ベッドの設置費用を補助する。（実施主体：区市町村）

(2) 福祉人材の養成・確保等

進展する少子高齢化への対応や障害者施策の推進など、介護、保育、障害福祉の各分野の福祉ニーズに適切に対応していくため、社会福祉士養成施設等の指定のほか、行政、福祉事業者代表などの関係機関等とも連携した取組や、東京都福祉人材センターによる無料職業紹介事業を含めた各種施策の展開など、サービス提供の土台となる「質の高い人材」の確保等に向けた取組を推進する。

ア 社会福祉士養成施設等指定事務（実施主体：東京都）

- (ア) 社会福祉士養成施設指定事務
- (イ) 介護福祉士養成施設（実務者養成施設を含む。）指定事務
- (ウ) 介護技術講習会指定事務
- (エ) 社会福祉主事養成機関指定事務
- (オ) 社会福祉主事資格認定講習会指定事務

イ 介護員等養成研修事業者指定事務（実施主体：東京都）

- (ア) 研修事業者指定事務（介護員養成研修事業者、障害者居宅介護従業者基礎研修等・居宅介護職員初任者研修・障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者）
- (イ) 研修事業指定事務
- (ウ) 修了者名簿管理等

ウ 東京都福祉人材対策推進機構の運営（平成28年度事業開始）

福祉事業者、職能団体、養成施設、就労支援機関及び区市町村等の行政機関などが参画する東京都福祉人材対策推進機構において、東京都福祉人材センターと連携し、多様な人材が希望する働き方で福祉職場に就業できるよう、人材の確保・定着・育成のための方向性や具体策を検討し、施策の推進につなげる。（実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託））

エ 東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」による情報発信（平成29年度事業開始）

【「未来の東京」戦略】

福祉職場に関心のある方に、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」（ウェブサイト）への登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信する。（実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託））

オ 東京都福祉人材センターの運営（平成3年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

都内における社会福祉事業に従事する者の確保及び都民の社会福祉に関する活動への参加や福祉職場への就業を促進するため、求人求職情報の収集・提供や就職の相談・あっ旋、福祉人材確保のための広報啓発活動等を行う。（実施主体：東京都（社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託））

- (ア) 福祉人材確保のための広報啓発活動、調査研究及び講習講座の開催
- (イ) 社会福祉事業経営者に対する相談援助
- (ウ) 求人求職情報の収集・提供及び就職相談・あっ旋
- (エ) 関係機関との連携・情報交換
- (オ) 就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングの実施
- (カ) 福祉の仕事就職フォーラム

- (キ) 地域密着面接会
- (ク) 福祉・介護人材マッチング支援事業
- (ケ) 東京都福祉人材センター多摩支所の運営
- (コ) 次世代の介護人材確保事業
 - a フクシを知ろう!なんでもセミナー
 - b フクシを知ろう!おしごと体験
 - c フクシを知ろう!教員向けセミナー
- (カ) 人材定着・離職防止相談支援事業
 - a 各種相談支援事業
 - b メンタルヘルス等講習会
- (シ) 事業所に対する育成支援事業
 - a 登録講師派遣事業
 - b 職場研修の実施サポート
- (ス) 助成金付インターンシップ
- (セ) 開拓専門員による福祉人材の開拓

カ 福祉の仕事イメージアップキャンペーン（平成28年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

福祉の仕事に係るネガティブなイメージを払拭し、福祉人材の裾野を拡大することで、将来の人材確保に資するため、普及啓発キャンペーンを実施する。（実施主体：東京都）

キ 若手職員による福祉のしごとPR事業(令和5年度事業開始)【新規】

若年層に対し、実際に福祉の現場でやりがいを持って働く若手職員が福祉の仕事の魅力等に関するPR活動を行うことで、福祉分野への就労意欲を喚起する。（実施主体：東京都）

ク TOKYO働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業（平成29年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

人材育成・キャリアパス・負担軽減等、働きやすさの指標となる項目を明示したガイドラインを踏まえた職場づくりに取り組み、「働きやすい福祉の職場宣言」を行う事業所の情報を公表することで、働きやすい事業所の「見える化」を促進し、福祉人材の確保を推進するとともに、福祉業界全体の職場環境の向上を図る。（実施主体：東京都（公益財団法人東京都福祉保健財団へ委託））

ケ スキルアップ・定着支援推進研修等事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（平成20年度事業開始）

地域の福祉施設・事業所における福祉人材の資質向上及び確保・定着を図るため、地域の実情に応じた能力向上を目的とした研修等を実施する区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

コ 福祉・介護就労環境改善事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（平成29年度事

業開始)

福祉・介護人材の確保・定着のため、介護ロボットの導入やデジタル技術の活用により職員の負担を軽減し、就労環境を改善する福祉・介護事業所の取組に対して補助を行う区市町村を支援する。(実施主体：区市町村)

サ 介護福祉士修学資金等の貸付

(ア) 介護福祉士等修学資金の貸付(平成4年度事業開始)

次に掲げる者で、社会福祉士又は介護福祉士を養成する施設等を卒業後、引き続き5年以上(実務者研修施設卒業者は2年以上)都の区域内に所在する施設等で介護業務等に従事する意思を有する者に修学資金(入学準備金、就職準備金のほか、生活保護受給世帯の子供等である場合は生活費の加算ができる。また、介護福祉士養成施設在学者には、国家試験受験対策費の加算ができる。)の貸付を行う。(実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会)

- a 都内在住、都内在学、養成施設の学生となった前年度に都内に住所を有していて、修学のために都外に転居又は養成施設卒業後に都内で介護業務に従事しようとする者であると東京都社会福祉協議会の長が認めた介護福祉士養成施設在学者
- b 都内在住、都内在学又は養成施設の学生となった前年度に都内に住所を有していて、修学のために都外に転居した社会福祉士養成施設在学者
- c 都内在住、都内在学、都内に所在する介護事業所等に在勤又は研修施設の学生となった前年度に都内に住所を有していて、修学のために都外に転居した実務者研修施設在学者のうち、介護等の業務に3年以上従事した者

(イ) 離職介護人材再就職準備金の貸付(平成28年度事業開始)

離職した一定の知識・経験を有する介護人材で、都の区域内に所在する社会福祉施設等に介護職員等として再就職し、引き続き2年以上介護職員等の業務に従事する意思を有する者に対し、再就職のための資金の貸付けを行う。(実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会)

(ウ) 福祉系高校修学資金の貸付(令和3年度事業開始)

若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するため、福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを行う。

なお、福祉系高校卒業後、引き続き3年以上都の区域内に所在する施設等で介護業務等に従事した場合は、修学資金の返還を免除する。(実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会)

(エ) 福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付(令和3年度事業開始)

(ウ)の貸付を受けた者で、その後介護分野を除く障害福祉分野等に就労し、引き続き3年以上都の区域内に所在する施設等で従事しようとする者に対し、(ウ)の貸付金の返還に充て

る資金の貸付けを行う。（実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

(㍑) 介護分野就職支援金の貸付（令和3年度事業開始）

より幅広く新たな介護人材を確保するため、他業種から新たに介護職員等として就職を目指す者であって、次に掲げる全ての要件を満たす者に対し、就職の際に必要な経費に係る支援金の貸付けを行う。

なお、介護職員等として引き続き2年以上都の区域内に所在する施設等で介護業務等に従事した場合は、介護分野就職支援金の返還を免除する。（実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

a 介護職員初任者研修以上の研修を修了（受講中も可）した者

b 令和3年4月1日以降に居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に介護職員その他主たる業務が介護等として就労した者若しくは就労を予定している者

c 都が別に定める人材確保に係る貸付金等を借り受けておらず、東京都社会福祉協議会が定める介護分野就職支援金利用計画書を提出した者

(㍒) 障害福祉分野就職支援金貸付事業（令和3年度事業開始）

他業種から新たに障害福祉職員として就職を目指す者であって、次に掲げる全ての要件を満たす者に対し、就職の際に必要な経費に係る支援金の貸付けを行う。

なお、障害福祉職員として引き続き2年以上都の区域内に所在する施設等で障害福祉サービス業務等に従事した場合は、障害福祉分野就職支援金の返還を免除する。（実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

a 介護職員初任者研修以上の研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修のいずれかを修了（受講中も可）した者

b 令和3年4月1日以降に障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設等において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者として就労した者若しくは就労を予定している者

c 都が別に定める人材確保に係る貸付金等を借り受けておらず、東京都社会福祉協議会が定める障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した者

(3) 地域福祉振興事業補助（昭和63年度事業開始）

地域の民間団体等が実施する先駆的、開拓的、実験的実践に対して助成する。（実施主体：公益財団法人東京都福祉保健財団）

(4) 地域福祉推進事業補助（平成9年度事業開始）

区市町村が地域の実情に応じて、創意と工夫を凝らし、地域の社会資源を有効に活用して柔軟に実施する福祉サービス等の事業を支援することにより、地域住民のニーズに応えるサービ

スを質・量ともにきめ細かく展開し、地域福祉の推進を図る。（実施主体：区市町村）

(5) 民生委員・児童委員

地域社会の中で援助を必要とする者の把握、相談、援助及び助言に当たる一方、福祉事務所、児童相談所等関係行政機関への協力など、福祉活動の実践に当たる民生委員・児童委員を、厚生労働大臣の委嘱により区市町村に配置し、社会福祉の増進を図る。

なお、平成6年1月から、民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当する者として、主任児童委員が指名されている。（実施主体：東京都）

民生委員・児童委員定数（令和4年12月1日改定）（単位：人）

総数	10,361（うち主任児童委員 785）
区部	7,519（うち主任児童委員 570）
市部	2,647（うち主任児童委員 198）
町村部	195（うち主任児童委員 17）

※中核市である八王子市を除く。

(6) 民生・児童委員協力員（地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（平成19年度事業開始）

多様化・複雑化する地域の福祉課題に対応するため、民生・児童委員の活動に協力する「民生児童委員協力員」を設置し、民生・児童委員制度の機能を強化することにより、地域福祉力の向上を図る。（実施主体：区市町村）

(7) デジタル機器活用による民生・児童委員活動支援事業（令和5年度事業開始）【新規】

生活困窮者支援や孤独・孤立対策等に取り組む民生・児童委員等がデジタル機器を活用して地域で活動することを支援する。（実施主体：東京都）

(8) サービス利用支援の仕組みづくり

ア 福祉サービス総合支援事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（平成14年度事業開始）

福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、苦情対応、権利擁護相談などの福祉サービスの利用者等に対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的、一体的に実施するための支援を行う。（実施主体：区市町村、実績：53区市町村）

イ 成年後見活用あんしん生活創造事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（平成17年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

認知症高齢者や知的障害者等が地域で安心して生活することができるよう、区市町村に成年後見制度推進機関を設置し、その取組を支援する等により、成年後見制度の積極的な活用を促進する。（実施主体：区市町村及び東京都（一部社会福祉法人東京都社会福祉協議会に委託）、実績：52区市町村）

ウ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）（平成11年度事業開始）

認知症高齢者や知的障害者等、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する援助等を行う。（実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

エ 苦情対応事業（平成12年度事業開始）

利用者に身近な地域において実施される福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、区市町村が中心となって福祉サービスの利用者、事業者等からの相談・苦情に的確に対応できるよう、必要な支援を行うことにより、利用者の福祉サービスに対する信頼を高め、提供されるサービスの質の向上を図る。（実施主体：区市町村、社会福祉法人東京都社会福祉協議会及び東京都）

(9) 生活支援付すまい確保事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（平成27年度事業開始）

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保に関する支援と見守りなどの生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援する。（実施主体：区市町村）

(10) 地域サポートステーション設置事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業で実施）（平成30年度事業開始）【「未来の東京」戦略】

地域住民同士のつながりを醸成し、地域の課題を解決していくための気づきが生まれる場を整備するために、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点の設置に取り組む区市町村を支援する。（実施主体：区市町村）

(11) 重層的支援体制整備事業（令和5年度事業開始）【新規】

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合的・複雑化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を整備する区市町村に対して補助を行う。（実施主体：区市町村）

4 山谷対策

山谷地域の問題は、雇用の安定及び福祉・保健・医療等の各分野にわたるため、山谷対策本部を設置し、山谷地域総合対策の円滑な推進を図っている。

山谷対策本部では3年ごとに山谷対策総合事業計画を定めており、現在、令和5年度から令和7年度までの計画に基づき、関係局及び区が連携して、①高齢者の日常生活の安定化及び健康の維持・増進のための仕組みづくり、②日雇労働者の高齢化を踏まえた就労支援、③地域環境の更なる改善の取組を推進の3点を施策の方向性とし、山谷対策に関する事業を総合的に実施することで、問題の解決に努めている。

福祉局では、山谷対策本部の設置をはじめ、城北労働・福祉センターへの運営費補助、越冬対策（生活援護等）の実施など施策の充実に努めている。

(1) 山谷地域の概況（令和4年3月現在）

ア 地域	台東区清川二丁目、日本堤一丁目ほか	0.69km ²	
	荒川区南千住二、三丁目ほか	0.97km ²	計 1.66km ²
イ 簡易宿所宿泊者数	2,946人	※東京都調べ	
ウ 簡易宿所数	131軒	※城北労働・福祉センター調べ	
エ 宿泊定員	4,906名	※城北労働・福祉センター調べ	

(2) 山谷対策本部（昭和43年12月設置）

山谷地区総合対策の企画及び事業執行の調整並びに情報連絡の積極的推進を図る。

(3) 城北労働・福祉センター（令和3年4月1日から公益財団法人東京都福祉保健財団が運営）

山谷地域労働者の職業の安定・福祉の増進を図り、生活の向上に資するため、職業紹介、生活総合相談、レクリエーション事業、広報活動、健康相談室・娯楽室・敬老室等の運営事業等を行っている。

ア 職業紹介の実績

（単位：件）

窓口紹介		8,513
参考	1日当たりの平均紹介数	35.0

イ 生活総合相談の利用状況

(単位：件(延))

医 療 相 談	12
生 活 保 護 の 相 談 ※	21
応 急 援 護 相 談	827
労 働 相 談	64
そ の 他 の 相 談	1,360
合 計	2,284

※生活保護法以外の福祉関係法の相談を含む。

ウ 健康相談室の運営（昭和40年11月開設）

山谷地域の住民に対し、内科、外科、精神科及び呼吸器科を中心とした健康相談及び応急診療を実施する健康相談室を公益財団法人東京都結核予防会に委託し運営している。

(4) 越年越冬対策（昭和37年12月事業開始）

山谷地域の日雇求人状況は、季節的要因によって左右される。特に、冬期においては労働事情が悪化し生活困窮者が一時的に増加するので、これらの人々を応急的に援護するため、例年、越年越冬対策として生活援護等を実施している。

越年越冬対策実施状況（令和4年12月29日から令和5年3月1日まで）

(単位：人、日、件)

相 談 延 人 員	174
宿 泊 延 措 置 人 員	174
宿 泊 延 日 数	744
入 院 件 数	0

※入院件数は、越年病床確保（12月29日から1月4日まで）の入院実績

5 災害援護

(1) 災害救助物資の備蓄及び備蓄倉庫の管理（昭和35年度事業開始）

ア 目的及び内容

災害発生時に迅速かつ円滑に、生命維持に最低限必要な食料等を供給できるよう、災害救助物資の準備に万全を期すること、及び小災害発生時における応急援助を行い、り災者の保護を図るため、災害救助物資を備蓄するとともに、備蓄倉庫を維持管理する。（実施主体：備蓄物資は東京都及び区市町村、備蓄倉庫のうち直営倉庫及び兼用倉庫は東京都、寄託倉庫は区市町村）

イ 備蓄物資の内容（令和5年4月1日現在）

- (ア) 食料 アルファ化米 388万食、クラッカー等 344万食、即席めん 220万食 など
- (イ) 生活必需品 毛布 62万枚、敷物 101万枚、紙おむつ 37万枚、生理用品 72万枚 など

ウ 備蓄倉庫の規模（令和5年4月1日現在）

直営倉庫 10か所、兼用倉庫 10か所、寄託倉庫 671か所

(2) 災害援護制度

ア 災害弔慰金等の支給（昭和48年度事業開始）

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき区市町村が実施する災害弔慰金（最大500万円）及び災害障害見舞金（最大250万円）の支給に要する費用の負担を行う。（実施主体：区市町村）

イ 災害援護資金（国制度）の貸付け（昭和48年度事業開始）

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき区市町村が実施する災害援護資金の貸付け（最大350万円）に要する費用の貸付けを行う。（実施主体：区市町村）

ウ 災害援護資金（都制度）の貸付け（平成12年度事業開始）

東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき区市町村が実施する災害援護資金の貸付け（最大150万円）に要する費用の貸付けを行う。（実施主体：区市町村）

エ 被災者生活再建支援金の支給（平成11年度事業開始）

被災者生活再建支援法に基づき区市町村に提出された被災者生活再建支援金支給申請書の審査並びに支給（最大300万円）及び被災者生活再建支援基金への資金の拠出を行う。（実施主体：東京都（被災者生活再建支援法人である公益財団法人道府県センターに事務委託））

オ 東京都被災者生活再建支援事業（平成12年度事業開始）

東京都被災者生活再建支援事業実施要綱に基づき、自然災害により住宅に著しい被害を受けた世帯への補助を実施する区市町村に対し、費用の補助を行う。（実施主体：区市町村）

6 医療費助成

心身障害者、乳幼児、義務教育就学児、高校生等、ひとり親家庭等に対し医療費の助成を行い、都民の保健の向上及び福祉の増進を図るとともに、子育て支援の一層の推進を図っている。

(1) 心身障害者（児）医療費の助成（昭和49年度事業開始）

心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図るため、次のいずれかに該当する者に対し、医療保険の自己負担分から高齢者の医療の確保に関する法律で規定する一部負担金等に相当する額を控除した額を助成する。

なお、住民税非課税者には、医療保険の自己負担分を全額助成する（ただし、いずれの場合も入院時食事療養標準負担額又は入院時生活療養標準負担額は自己負担）。（実施主体：東京都、実績：対象人数 105,189人 助成額 14,893,133千円（医療費部分））

ア 身体障害者手帳1級及び2級（内部障害は3級）の身体障害者（児）

イ 愛の手帳1度及び2度の知的障害者（児）

ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者

ただし、アからウの程度の障害になった年齢が65歳以上である者等は除く。

(2) 乳幼児医療費助成事業補助（平成5年度事業開始）

乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資するため、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児に係る医療費のうち、医療保険の自己負担額を助成する（ただし、入院時食事療養標準負担額は自己負担）。（実施主体：市町村（区部は財政調整交付金）、実績：対象人数174,663人 都補助額2,932,931千円（医療費部分））

(3) 義務教育就学児医療費助成事業補助（平成19年度事業開始）

児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資するため、小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学期にある児童に係る医療費のうち、入院については医療保険の自己負担額を助成し、通院（調剤及び訪問看護を除く。）については自己負担額から一部負担金（通院1回につき200円を限度とする額）を控除した額を助成する（ただし、入院時食事療養標準負担額は自己負担）。（実施主体：市町村（区部は財政調整交付金）、実績：対象人数245,200人 都補助額3,225,064千円（医療費部分））

(4) 高校生等医療費助成事業補助（令和5年度事業開始）【新規】【「未来の東京」戦略】

高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資するため、高校生等に係る医療費のうち、入院については医療保険の自己負担額を助成し、通院（調剤及び訪問看護を除く。）については自己負担額から一部負担金（通院1回につき200円を限度とする額）を控除した額を助成する（ただし、入院時食事療養標準負担額は自己負担）。（実施主体：区市町村、実績：718,779千円（事業開始に向けた区市町村等の準備経費補助））

(5) ひとり親家庭等医療費助成事業補助（平成2年度事業開始）

ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、次のいずれかに該当する者に対して、医療保険の自己負担分から高齢者の医療の確保に関する法律で規定する一部負担金等に相当する額を控除した額を助成する。

なお、住民税非課税世帯は、医療保険の自己負担分を全額助成する（ただし、いずれの場合も入院時食事療養標準負担額又は入院時生活療養標準負担額は自己負担）。（実施主体：市町村（区部は財政調整交付金）実績：対象人数45,023人 都補助額 900,460千円（医療費部分））

ア ひとり親家庭の母又は父

イ 両親がいない児童などを養育している養育者

ウ ひとり親家庭等の児童又は養育者に養育されている児童で、18歳に達した日の属する年度の末日（障害がある場合は、20歳未満）までの者

7 地域福祉推進区市町村包括補助事業（平成21年度事業開始）

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する地域の福祉・保健・医療の推進に係る基盤の整備及びサービスの充実に資する事業を支援することにより、東京都における福祉保健施策総体の向上を図る。（実施主体：区市町村、予算額：3,966,000千円）

対象事業

区 分	事 業
1 先駆的事业	<p>新たな課題に取り組む地域の福祉・保健・医療の推進に係る試行的事業で、次に例示するもののほか、区市町村独自の創意工夫によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア フードパントリー設置事業 イ 公共トイレへの介助用ベッド設置促進事業 ウ その他上記に分類されない事業
2 選択事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 福祉のまちづくりに関する事業の推進 イ 地域サポートステーション設置事業 (2) サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ア 福祉サービス第三者評価の実施 イ 福祉サービス総合支援事業 ウ 成年後見活用あんしん生活創造事業 エ 障害者等用駐車区画の適正利用の推進 オ 福祉・介護就労環境改善事業 カ スキルアップ・定着支援推進研修等事業 キ 要保護者等に対する応急援護事業 ク 地域の潜在力を活かした福祉サービス提供のしくみづくり ケ 災害時要配慮者支援体制の整備 コ 情報バリアフリーに係る充実への支援 サ 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援 シ 子供サポート事業立上げ支援事業 ス 生活支援付すまい確保事業 セ 区市町村指導検査強化促進事業 ソ 民生委員・児童委員活動環境整備事業 (3) その他基盤の整備 (4) (1)以外で、区市町村が独自に企画して実施する次に掲げる事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 地域の福祉・保健・医療の推進に資するサービス基盤整備事業 イ 福祉のまちづくりに関する基盤整備事業 (5) その他サービスの充実 (6) (2)以外で、区市町村が自主的に取り組む次に掲げる分野におけるサービスの充実を目的とする事業 <ul style="list-style-type: none"> ア 福祉サービスの利用を支援する事業 イ 福祉のまちづくりに関する普及啓発事業 ウ その他在宅福祉サービスの充実に資する事業
3 一般事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護世帯に対する健全育成事業 (2) 市町村社会福祉協議会に対する補助 (3) 非法人社会福祉協議会育成に対する補助 (4) 被保護者自立促進事業 (5) 民生委員・児童委員活動環境整備事業（民生・児童委員協力員の確保等）